ガーナへの渡航に関しての

黄熱ワクチン接種及び接種証明書(イエローカード)について

2023年4月12日在
ガーナ日本大使館

ガーナへの渡航に関して、 黄熱ワクチン接種及び接種証明書(イエローカード)の提示義務について、2023年4月11日現在で、コトカ国際空港保健局での現状調査を行った内容を以下に掲載いたします。 今後、 内容が変更となる可能性がありますので、 各自最新の情報を御確認ください。

空港での黄熱ワクチン及び接種証明書の取り扱いは以下部署となりますので、詳細な情報の入手はそちらにお願いします。

コトカ国際空港HP:https://ww.gacl.com.gh/

1.疾患について

(1)ウィルス性急性出血性疾患

(2)症状は、発熱、頭痛、黄疸、筋肉痛、吐き気、嘔吐、倦怠感など

(3)主にネッタイシマカが黄熱ウィルスを媒介しヒトへと感染させる

(4)潜伏期間は3-6日

(5)感染した中では15%が重症化し、その内20-50%が死亡します。WHOの見解では、 ワクチン未接種者が重症化するケースの多くを占めるとされています。

(6)発症後の治療

①全身管理中心の対症療法

(7)予防

①黄熱病ワクチンの接種

②汚染地域滞在中は忌避剤の使用

(8)詳細及び参照資料

①厚生労働省

https://ww.mh lw.go. jp/stf/se i sakun i tsu i te/bunya/0000124572.htm

②厚生労働省検疫所

https://ww.forth.go. jp/more i nfo/top i cs/ye l l ow_fever_cert i f i cat e.htm l

2.ワクチン接種及びワクチン接種証明書について

(1)ワクチン接種については、2014年のWHOからの声明に基づき、 日本では、2016年7月11日以降は、「接種後10日後から10年間」から、「接種後10日後から生涯有効」に変更されました。

(2)厚生労働省検疫所にて詳細情報が入手可能

https://ww.forth.go. jp/more i nfo/top i cs/ye l l ow_fever_cert i f i cate. htm l

(3) ガーナ入国の際の黄熱病に関する規定

①全ての渡航者に黄熱病ワクチンの接種を義務化

②入国時の黄熱病予防接種証明書(イエローカード) の提示

③入国時ワクチン接種後10日以上経過している。 証明書内の有効期限は問わない。(＊参考資料1)

(a) ワクチン接種及び接種証明書の免除条件 (以下のいずれかに該当する場合)

(i) 年齢(入国時にパスポー トの生年月 日にて確認)

(ア) 生後9ヶ月未満

(ii) 身体的理由 (英文による診断書必要)

(ア) 妊婦

(イ) 授乳婦

(ウ) 高血圧罹患者

(エ) 糖代謝異常症(糖尿病)罹患者

(オ) 卵アレルギー、鳥タンパク質アレルギー

(カ) 免疫不全状態

(キ) 化学療法治療中

(ク) 甲状腺機能不全

(ケ) その他、 医師が黄熱病ワクチン接種不適当と判断する場合

3.よくある質問

Q1. 黄熱病予防接種証明書は、 ガーナへの入国時に必要か？

A1. 基本渡航者全員が必要となります。

A2. ガーナへの入国時に、 以下のケースの場合は、 黄熱病ワクチン接種の免除と黄熱病予防接種証明書(イエローカード） 提示は免除されます。
（詳細はQ6を参照）

①妊婦
②授乳婦
③生後9ヶ月未満
④高血圧罹患者
⑤糖代謝異常症(糖尿病)罹患者
⑥卵アレルギー、鳥タンパク質アレルギー
⑦免疫不全状態
⑧化学療法治療中
⑨甲状腺機能不全
⑩ 担当医師が黄熱ワクチン接種不適当とした場合

Q2. 黄熱病予防接種はいつから有効であり、 期限はいつまで？

A1.接種後10日から有効であり、期限は無く生涯有効です。

Q3. 2014年WHOからの声明を受け、 2016年12月よりガーナ入国時に黄熱病ワクチン接種証明書（イエローカード）の有効期限を「接種後10日後～生涯有効」と変更している。（＊添付資料1）

これらを前提として、 例として2014年以前に黄熱病ワクチンを接種し、「有効期限10年間」と記載された接種証明書を持つ個人が、2023年4月時点で、 ガーナに入国する事は可能か？

A1.可能です。

Q4. Q1 除外項目にあたらず且つ黄熱病予防接種を受けないで、 予防接種証明書を持たずにコ トカ国際空港に到着した個人は、 どのような経過をたどるか？

A1.長時間の問診(なぜ、接種していないか等)を受け、指定のガーナ国内のクリニックで黄熱病予防接種を受ける。 費用自己負担

ただし、 手続きに時間を要し、 接種カー ドの発行等も手続きを要する

為、この方法は推奨しません。

Q5. 黄熱病予防接種を受けたが、接種証明書を持たない個人が、コトカ国際空港に到着した場合、どのような経過をたどりますか？

A1.接種した日付、接種したクリニック、接種部位等を長時間にわたり問診を受け、接種したことが明確となった場合に入国が許可されます。
この時に、黄熱病ワクチン接種証明書のPDF等を準備しておくと問診の時間が短縮される可能性もあります。

Q6. 黄熱病ワクチンを接種することが医学的不可能な個人は、接種不可の証明をどのようにするか？

A1. パスポートにて年齢確認（短時間の問診で終了）

①生後9ヶ月未満

A2. 医師による診断書(英文)（診断書内容を確認に時間を要します）

①妊婦
②授乳婦
③高血圧罹患者
④糖代謝異常症(糖尿病)罹患者
⑤卵アレルギー、鳥タンパク質アレルギー
⑥免疫不全状態
⑦化学療法治療中
⑧甲状腺機能不全
⑨担当医師が黄熱ワクチン接種不適当とした場合（確認に時間を要します）

以上

添付資料1

In case of reply quote number & date

My Ref: No: GHS/PHU/KIA/16/071

Your Ref. No

PORT HEALTH OFFICE

KOTOKA INTERNATIONAL AIRPORT

BOX 9982, Accra

16TH December, 2016

.:

NOTICE TO ALL INTERNATIONAL TRAVELLERS AND THE GENERAL PUBLIC

In the context of international travels, the World Health Organisation (WHO) have amended Annex 7 of the International Health Regulations 2005 (IHR 2005) on international certificates on yellow fever vaccinations from ten years, beginning ten days from the day of vaccination, to the **LIFE OF THE PERSON (TRAVELLER) VACCINATED**.

Accordingly, following the coming into force of this amendment for both existing and new certificates, Ghana as a member state, started the enforcement of this regulation from the 1ST of January 2016. **No traveller is, therefore, required for REVACCINATION OR A BOOSTER DOSE** of yellow fever vaccine as a condition of entry into Ghana, regardless of the date that their international certificates of vaccination was issued initially.

This office takes the opportunity to bring to the notice of all international travellers and stakeholders using the Kotoka International Airport that, this new requirement is being implemented fully at the arrival and departure halls of the airport and therefore demand your full support, compliance and cooperation.

Thank you and best regards to all.

16/12/16

Marfo Raphael John
(Head of Port Health)

Cc;

Coordinator Port Health/IHR Focal Person
Ghana Health Service
Accra